

移行スケジュール

要支援認定更新者	平成29年 4月1日更新者	5月1日更新者	...	平成30年 1月1日更新者	2月1日更新者	3月1日更新者	4月1日更新者
(更新前) 有効期間終了日	29.3.31	29.4.30	...	29.12.31	30.1.31	30.2.28	30.3.31
更新手続き時期	29.1.30～ 29.3.31	29.3.1～ 29.4.30	...	29.11.1～ 29.12.31	29.12.2～ 30.1.31	29.12.30～ 30.2.28	30.1.30～ 30.3.31
	平成29年4月	5月	...	平成30年1月	2月	3月	4月
平成29年 4月1日更新者	総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)						
5月1日更新者	予防給付	総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)					
⋮							
平成30年 1月1日更新者	予防給付		総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)				
2月1日更新者	予防給付			総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)			
3月1日更新者	予防給付				総合事業 (訪問型サービス・通所型サービス)		
4月1日更新者	予防給付					総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)	

＊平成29年4月1日までに要支援認定を受けている人の介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、認定更新までは予防給付、認定更新後から総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)となります。

＊平成29年4月1日以降に、新規で認定申請を行い、結果が要支援の人については、総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)となります。